

令和3年度岐阜県特別支援学校体育連盟競技大会及び交流会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針

令和3年4月 岐阜県特別支援学校体育連盟

I 基本的な考え方

【基本方針の考え方に当たって】

- 1 基本方針の作成に当たっては、国や日本スポーツ協会などが示すガイドライン等を基本とし作成する。
- 2 競技別、交流会別の感染症拡大防止対策の実施に当たっては、競技特性、活動特性に応じた対応の必要性から当該競技団体が示す内容を最大限尊重する。
- 3 競技別、交流会別感染症拡大防止対策の作成に当たっては、校長会、特別支援学校体育連盟事務局、競技専門部による連携の下、内容等の整理をする。

【コロナ禍における大会・交流会運営について】

- 1 選手役員等をはじめ大会関係者の安全・安心の確保を最優先事項とする。
- 2 大会及び交流会実施の可否、実施時における応援者への対応等重要事案の決定に際しては、「特別支援学校体育連盟」各専門部・または交流委員会と事務局と綿密な連携の下、校長会が決定する。なお、判断時期等については適切な時期に別途文書等で通知する。
- 3 各競技・交流会の運営に当たっては、県及び使用する施設等が示す感染症拡大防止に向けた方針等に従うものとする。
- 4 競技・交流会別の開始式・閉会式及び諸会議等については感染拡大防止の観点から、中止または必要最小限の規模での実施を検討する。

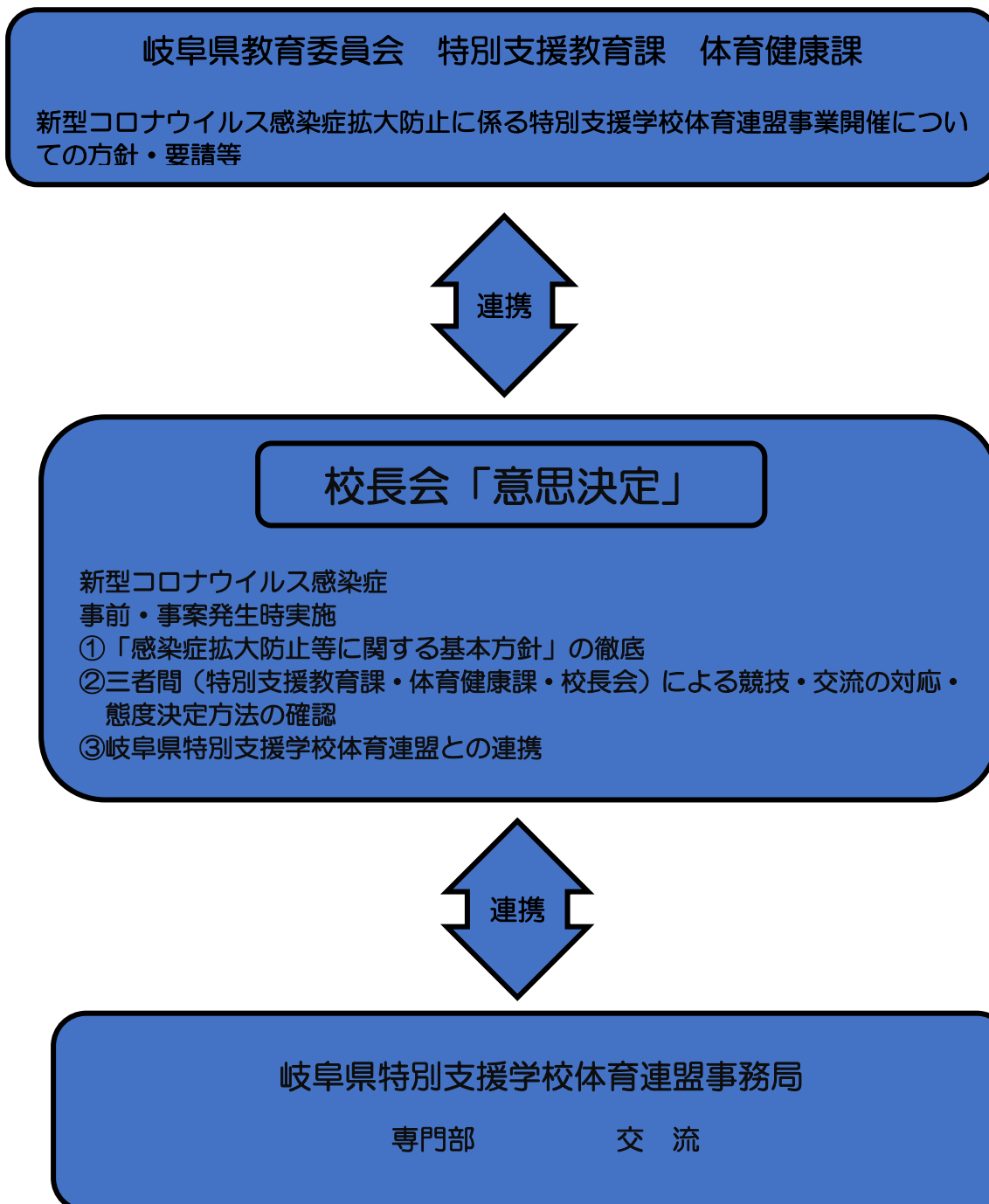
【新型コロナウイルス感染症拡大防止について】

- 1 三つの「密」（密閉空間、密集場祖、密接場面）回避する。
- 2 身体的距離を確保する。
- 3 手洗いを徹底する。
- 4 マスクの着用（ただし、熱中症や競技特性に応じた対応に留意する。）を徹底する。
- 5 屋内競技の実施においては定期的な開窓等により換気に留意する。

Ⅱ 意思決定の流れ

1 組織

岐阜県特別支援学校体育連盟主催の競技大会（講習会） 交流会における新型コロナウイルス感染症拡大防止 対応組織図



2 各組織の役割

(1) 岐阜県特別支援学校体育連盟（以下『特体連』という）

- ①大会・交流会実施の可否、実施時における応援者への対応等重要事案の決定の際しては、校長会と連携を図り意思決定する。
- ②「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に関する基本方針（以下、基本方針）という」を作成する。

(2) 競技専門部、交流委員会

- ①主に競技・交流会の特性の視点で対応する。
- ②各競技・各交流会の特性に応じ、感染症拡大防止対策の具体的な方策を作成する。

Ⅲ 感染拡大防止対策の概要

1 全般的な事項

- (1) 事務局（交流委員会）、競技専門部は、感染防止のため実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（受付場所等）に掲示すること。
- (2) 事務局（交流委員会）、競技専門部は、各項目がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること。
- (3) 参加校の競技・交流会参加登録児童生徒と監督、補助役員生徒と引率者「以下大会参加者」という。）は、健康チェックシート表（各校で使用しているもの）を各競技大会（講習会）・交流会2週間前から大会（講習会）・交流会終了日までチェックし、健康チェックシート提出用紙〈様式1〉を大会（講習会）・交流会期間中は学校ごとに取りまとめ、受付で提出すること。万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、健康チェックシート表（各校で使用しているもの）の個人の原本について、保存期間（1ヵ月以上）を定めて保存しておくこと。
- (4) 大会・交流会役員は、健康チェックシート表（各校で使用しているもの）を各競技大会・交流会2週間前から大会・交流会終了日までチェックし、保存期間（1ヵ月以上）を定めて各自保存しておき、当該項目がある場合には競技専門部・事務局に申し出た上で当日の参加について判断すること。
- (5) 事務局（交流委員会）、競技専門部は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、大会参加者から提出された健康チェックシート〈様式1〉の原本について、保存期間（1ヵ月以上）を定めて保存しておくこと。
- (6) 参加者に陽性が確認された場合には、保健所や医療機関の指示に従うこと。
- (7) 参加者は、大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、特体連事務局及び専門部に報告をあげ、特体連会長、専門部会長は、報告があった場合には、関係機関の求めに応じて対応すること。

2 当日の参加受付時の留意事項

事務局（交流委員会）、競技専門部は、大会・交流会当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に大会・交流会を開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うこと。

- (1) 受付には、手指消毒剤を設置すること。
- (2) 参加者が距離を置いて並べるように目印の設置等を行うこと。
- (3) 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- (4) 人と人とが対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮断すること。
※各校の使用しているものを借用する。
- (5) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、貼紙などにより注意を喚起すること。
- (6) 新型コロナウイルス接触確認アプリや各地域で取り組まれている通知サービスを活用することも考える。

3 大会参加者への対応

(1) 体調の確認

事務局（交流委員会）、競技専門部は、大会参加者に以下の事項が記載された健康チェックシート（各校で使用しているもの）を競技大会・交流会2週間前から大会・交流会参加終了日までチェックさせ、学校ごとに健康チェックシート〈様式1〉を大会・交流会参加期間中は毎日提出させること。提出に関しては個人情報の取り扱いに十分注意し、引率責任者（顧問教諭等）が提出すること。

①大会・交流会当日の体温

②大会・交流会前2週間における以下の事項の有無

- ア 平熱を超える発熱
- イ 咳、喉の痛みなど風邪の症状
- ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
- エ 臭覚や味覚の異常
- オ 体が重く感じる、疲れやすい等
- カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触
- キ 同居家族や身近な知人で感染が疑われる方
- ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触

※参加校は当日の参加について、大会2週間前のチェック状況と当日のチェック状況から適切に判断して決めること。ただし、各競技・交流会で判断基準を定めている場合は、その基準を尊重する。

(2) マスク等の準備

引率者（顧問教育等）は、大会・交流会参加者がマスクを着用しているか確認すると同時に、準備について指導すること。なお、競技中のマスクの着用は大会・交流会参加者の判断によるもの（声）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等を行っていない間、特に会話をするときには、マスクを着用すること。

（※）マスクを着用して競技・交流を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知すること。

（3）大会・交流会参加前後の留意事項

大会・交流会参加者は、大会・交流会前後のミーティング等においても、3つの密を避けること、会話時にマスクの着用をするなどの感染対策に十分配慮すること。

4 事務局・専門競技部が準備等すべき事項

（1）手洗い場所

事務局（交流委員会）、競技専門部は、参加者が大会・交流会の開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

- ①手洗い場所には石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意すること。
- ②「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③手洗い後に手を拭くため、参加者にマイタオルを持参させること。
- ④手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。
- ⑤ジェットタオルは稼働を停止すること。※施設管理者に依頼。

（2）更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。事務局（交流委員会）、競技専門部は、更衣室や、一時的な休憩をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備すること。

- ①広さにはゆとりをもたせ、他の参加者と密になることを避けること。
- ②ゆとりをもたせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、可能な限り消毒すること。
- ④換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

（3）洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。事務局（交流委員会）、競技専門部は、洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理すること。

- ①トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗いトイレのレバー等）については、可能な限り消毒すること。
- ②トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。

- ③手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
 - ④「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
 - ⑤手洗い後に手を拭くため、参加者にマイタオルを持参させること。
 - ⑥ジェットタオルは稼働を停止すること。※施設管理者に依頼。
- (4) 飲食等について事務局（交流委員会）、競技専門部は、参加者が飲食物等をする際は、以下に配慮すること。
- ①参加者が飲食を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
 - ②飲料については、ペットボトル、瓶、缶や使い捨ての紙コップを使用し、共用はしないこと。
 - ③飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。
- (5) 保護者、付き添いへの対応
- 事務局（交流委員会）、競技専門部は、会場に保護者、付き添いの者を入れる場合には、以下に配慮し周知すること。
- ①非接触型体温計を使用して検温し、37.5℃以上の場合は入場を断ること。
 - ②保護者、付き添いの者同士が密な状態にならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らしたり入場人数の制限をしたりするなどの対応をとること。
 - ③大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること。
- (6) 大会・交流会会場
- 大会・交流会を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間をとらないよう、十分な換気を行うこと。
- 具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。
- (7) ごみの管理
- 参加者にゴミを持ち帰ることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。

5 大会・交流会参加者の留意点

事務局（交流委員会）、競技専門部は、大会参加者に対し、以下の留意点や遵守すべき内容を周知・徹底すること。

(1) 十分な距離の確保

競技の種類、交流会の内容にかかわらず、競技・交流をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（感染予防の観点からは、できるだけ2mを目安に（最低1m））を空けるけること。運動強度が高い競技の場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある。

(2) その他

- ①競技中に、唾や痰をはくことは行わないこと。

- ②タオルの共用はしないこと。
- ③飲食については、指定場所以外では行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにする事。
- ④飲みきれなかった飲料等を指定場所以外に捨てないこと。

6 その他の留意事項

- (1) バス輸送に関しては、「貸し切りバスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従うこと。
- (2) 競技専門部、交流会別の内容については、競技特性・交流会内容に応じ、各競技別、交流会別に作成したガイドラインを作成すること。

健康チェックシート提出用紙

学校名 (特別支援学校)

提出者氏名 ()

【引率責任者(顧問教諭等)】

★各学校で使用されている健康チェックシートを基に記入をし、本用紙を受付に提出する。

★以下の項目に該当する場合は、参加を見合わせる

- ・新型コロナウイルス感染症要請とされた者との濃厚接触
- ・同居家族や身近な知人で感染が疑われる方
- ・過去14日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は該当在住者との濃厚接触

いる いない (いずれかに○印)

「いる」場合には、自粛する人数と状況等について、事前に専門部会長(専門競技部)、事務局(交流委員会)に報告する。

_____人

状況: _____

※大会当日、受付に提出してください。

IV その他

基本方針作成に向けた主な参考資料について

- (1) スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
令和2年5月14日
令和2年5月29日改訂
令和2年10月2日改訂
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がいスポーツ協会
- (2) 8月1日以降における再物の開催制限等について
令和2年7月27日
スポーツ庁政策課
- 9月1日以降における再物の開催制限等について
令和2年8月25日
スポーツ庁政策課
- 11月末までの際物の開催制限について
和2年9月14日
スポーツ庁政策課
- (3) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大のガイドライン遵守徹底に向けた取り組み強化等について
令和2年11月12日
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長
- (4) 貸し切りバスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）
令和2年6月19日
令和2年7月21日改訂
貸し切りバス旅行事務連絡
- (5) 全国中学校体育大会実施上のCOVID-19感染拡大予防ガイドライン
令和2年7月16日
公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟